

日本語教育機関認定法 よくある質問集（令和5年8月時点）

※質問や内容については、検討状況により、随時更新してまいります。

【認定日本語教育機関、登録日本語教員】

Q 1 施行までどのようなスケジュールで進めるのですか。

A 今後、文化審議会の中に設けられたワーキンググループにおいて、認定日本語教育機関の認定基準の策定に係る具体的な検討を行います。秋頃まで省令案などのパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて秋以降に政省令案などを取りまとめる予定です。その後、申請のための手引を作成し、年明けには周知のための説明会を開く予定です。

Q 2 新たな制度ができて、法務省告示校制度の何が変わるのですか。

A 法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とします。

Q 3 法務省告示校はいつまでに認定を取る必要があるのですか。

A 一定の期間は、現行の法務省告示校も留学生の受け入れができるよう、経過措置を設ける予定です。この期間については、現在検討中ですが、文部科学省の認定体制を踏まえつつ、法務省告示校になるべく負担をかけないように、適切な期間を定める予定です。

Q 4 制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。

A 新たな制度にかかることは、文化庁国語課 (nihongo@mext. go. jp) に、法務省告示校制度にかかることは、地方出入国在留官署にお問い合わせください。

Q 5 現職の日本語教員は、新たな制度で何が変わるのですか。

A 認定日本語教育機関で教育課程を担当する者は、登録日本語教員である必要があります。登録日本語教員となるためには、日本語教員試験の合格及び実践研修の修了が必要となります。

現職の日本語教員については、文部科学省令において、一定の基準を満たす場合には、試験や実践研修の免除の措置を講ずることを検討しております。決定次第、HPなどでお知らせします。

Q 6 認定日本語教育機関の認定基準は、いつごろ決定されますか。

A 今後、審議会等における議論を踏まえ、新制度の円滑な移行が図られるよう、できるだけ早い時期に決定したいと考えております。決定の前には、秋頃までにパブリックコメントなどの実施、決定後には、年明には説明会の実施等の周知を行う予定です。

Q 7 新制度による認定日本語教育機関の申請はいつごろから相談できますか。

A 法律の施行が令和6年度からとなるため、施行後の令和6年4月以降に、令和7年4月開設分の申請を受け付ける予定です。具体的な申請時期等を含めた詳細は、認定基準の決定後の令和6年1月以降に実施予定の説明会等でお示ししていきたいと考えています。

なお、現に開設準備を進めている等の事情により令和6年10月期に開設を希望される場合は、法務省告示校制度において対応いたしますので、令和5年9月末までに最寄りの出入国在留管理局までご相談ください。

Q 8 新制度では教育機関の認定は、これまで同様に年2回行うの
ですか。

A 基本的にその方向で考えていますが、検討して今後お示しして
いきます。

Q 9 法務省告示校に関する各種手続きは、引き続き入管庁で受付
を行いますか。

A 法務省告示校に係る各種変更手続き、告示基準に基づく各種報
告については、引き続き地方出入国在留官署で受付を行う予定で
す。

Q10 これまで日本語教育機関の告示基準によって課せられた義務
は引き続き履行する必要がありますか。

A 法律の施行後においても、経過措置期間中は、認定を受けていな
い法務省告示校も引き続き告示基準の義務を履行していただく予
定です。

Q11 日本語教育機関の告示基準附則における専任教員の経過措置
については、法律の施行後も継続しますか。

A 新制度における認定基準を踏まえ、その取扱いについて適切に
検討してまいります。

【登録実践研修機関、登録教員養成機関】

Q12 施行までどのようなスケジュールで進めるのですか。

A 法律成立後、文化審議会の中に設けられたワーキンググループにおいて、基準の策定に係る具体的な検討を行います。秋頃までに省令案のパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて秋以降に政省令案などを取りまとめる予定です。その後、申請のための手引を作成し、年明け後に周知のための説明会を行う予定です。

Q13 いつから登録のための相談をすることができますか。

A 法律の施行後である令和6年度より登録申請に向けた事前相談を行い、令和6年内には登録ができるように進めてまいります。

Q14 制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。

A 文化庁国語課 (nihongo@mext. go. jp) にお問い合わせください。

【日本語教員試験】

Q15 具体的なスケジュールはどうなっていますか。

A 令和5年度は、試行試験を実施することとしております。その結果を踏まえ、令和6年内に第1回目の試験を実施する予定です。

試験に関する具体的な内容は、今後決定してまいります。